

新型コロナウイルスに対する本学の方針について（第6版）

※第5版（令和2年3月4日）からの主な変更点

- ・欧州各国、アメリカ等および全世界の感染症危険情報レベルが引き上げられたことから、学生と教職員の海外渡航の取扱いについて1.～3.の記載を変更しました。
- ・「帰国者・接触者相談センター」の名称を「新型コロナ受診相談センター」に更新しました。
- ・「8. 大学主催のイベント等について」及び「9. 教職員への感染防止について」を追加しました。

新型コロナウイルス感染症については、世界150を超える国と地域で感染が拡大し、とりわけ欧州での感染者が急増しています。国内においては、継続的に患者が増加し、最近では、海外からの移入との関連が疑われる事例が急増しており、国内陽性例の約1割を占める状況となっています。一方、感染源がわからない感染者も徐々に増えてきており、感染の拡大が懸念される状況にあります。国の専門家から、大阪府、兵庫県の全域において、感染源が不明の症例が増加していることから、見えないクラスター連鎖が増加しつつあり、感染の急激な増加が既に始まっていると考えられ、4月3日までに患者が3,000人以上となる試算が、大阪府に対して示されたところです。また、3月19日には、国の専門家会議の状況分析として「一部の地域では感染拡大が見られ、今後地域において、感染源が分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国に拡大すれば、どこかの地域を発端として、爆発的な感染拡大（オーバーシュート）を伴う大規模流行につながりかねない」「その可能性は、人が密集し、都市としての人の出入りが多い大都市圏の方がより高い」との公表がなされました。

誰もがいつどこで感染してもおかしくない状況となっていますので、学生・教職員の皆さまには、集団感染の起こりやすい「換気の悪い密閉空間」「人が密集」「近距離での会話や発声が行われる」という3つの条件が同時に重なる場を避けていただくとともに、不要不急の外出を控え、こまめな手洗いや咳エチケットなど感染拡大防止にご協力いただきますようお願いいたします。

これらのことを踏まえ、本日現在の新型コロナウイルスに対する本学の方針を以下のとおり定めます。

なお、感染症情報は刻々と変化しますので、最新情報を得るように努めてください。

1. 学生の海外渡航について

3月18日付で全世界に対し、感染症危険レベル1が発出されました。また、海外帰国者の陽性が急増していますので、学生の海外渡航については、今後当面の期間、渡航不可とします。また、海外から帰国・入国した場合は、2週間自宅待機してください。

2. 教職員の海外渡航について

現在、外務省が感染症危険レベルを発出している国や地域は、別表のとおりです。感染症危険レベルにより、以下の取り扱いとします。また、今後新たに危険レベルが2又は3に引き上げられた

国・地域についても、同じ取扱いとします。最新情報は外務省ホームページで確認してください。
(外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>)

(1) 感染症危険レベル3 (相当) 及びレベル2 (相当) の国や地域への渡航について

感染症危険レベル3 (相当) の国等へは「渡航不可」とし、感染症危険レベル2 (相当) の国等へは、「原則として渡航不可」とします。やむを得ない事情がある場合は、必ず渡航前に下記3の対応を行う旨の誓約書を各部局まで提出してください。

※感染症危険レベル3 (相当)、危険レベル2 (相当) の国等とは、政府の定める感染症危険レベル3または2の国や地域に本学が指定する地域を加えたもの。

(2) 上記 (1) 以外の国や地域への渡航について

3月18日付で、個別で感染症危険レベルが発出されている国・地域以外の全世界に対し、感染症危険レベル1が発出されました。海外帰国者の陽性が急増していますので、上記(1)以外の国や地域への渡航についても、可能な限り自粛してください。また、帰国後2週間は、自身の健康管理に留意し、咳・発熱等の症状が出た場合については「新型コロナ受診相談センター (帰国者・接触者相談センター)」に相談してください。

3. 教職員の今後の海外からの帰国・入国について

・感染症危険レベル3 (相当) 及びレベル2 (相当) の国・地域から帰国・入国される場合は、以下の対応をお願いします。

(1) 帰国・入国後、2週間は、発熱や咳等の症状がないか必ず経過観察 (体調と体温の記録) をしてください。

(2) 2週間は入念に体調の観察を行うとともに、不要不急の外出は控え、自宅に滞在してください。

(3) 発熱・咳等の症状が出た場合には、医療機関には直接行かず、大阪府相談窓口又は管轄の保健所に相談のうえその指示に従い、あわせて本学の保健管理センターに電話連絡してください。

・上記以外の地域から帰国・入国された場合も、(1)及び(3)を実施していただきますようお願いいたします。

4. 海外からの研究者受入れ・招へい等について

感染症危険レベル3 (相当) 及びレベル2 (相当) の国・地域からの研究者の受入れ・招へい等については、事態が終息するまでは中止又は延期を要請します。その他の国・地域から研究者の受入れ・招へい等をされる場合も、入国後2週間は、発熱や咳等の症状がないか入念な体調観察をお願いします。

5. 授業、期末試験等への対応について

他の感染症 (インフルエンザ等) と同様の取り扱いとします。

6. 感染の可能性がある場合の対応について

次の症状がある方は、すみやかに新型コロナ受診相談センター (大阪府の場合は管轄の保健所) に相談のうえその指示に従い、あわせて本学の保健管理センターに電話連絡してください。

A 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。(解熱剤を飲み続けなければならない)

ときを含みます)

B 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

※高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

※センターで相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」が紹介されます。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

連絡先：新型コロナ受診相談センター(帰国者・接触者相談センター)

(大阪市保健所) TEL：06-6647-0641 FAX：06-6647-1029

(その他府内の保健所) 以下ページの「保健所一覧」をご覧ください

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona-denwa.html>

保健管理センター TEL：06-6605-2108

7. 感染症患者と接触した可能性がある場合の対応について

現在、各自治体より感染症患者の濃厚接触者の状況等が公表されておりますが、大阪府下においても感染症患者や濃厚接触者の情報や集団感染が起こった場所が特定され、本学関係者がいつ感染してもおかしくない状況となっております。自身や家族等が感染症患者と接触した場合や集団感染が発生した場所へ当該日時に滞在していたなど、少しでも感染症患者等と接触した不安がある場合は所属する学部・研究科へ連絡してください。

大阪府公表情報：<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona.html>

8. 大学主催のイベント等について

3月20日の大阪府新型コロナウイルス対策本部会議において、府主催のイベント等の中止又は延期の方針が4月3日まで継続となりました。本学においても当分の間、人の集まることを避けるため、大学主催イベントや集会等については新年度の授業開始時期(現時点では4月22日)まで原則、開催中止又は延期を要請します。

9. 教職員への感染防止について

教職員への新型コロナウイルスへの感染防止のため、緊急対応として、当分の間、次の対策を行います。

- (1) 37.5度以上の発熱かつ咳等の症状がある教職員は原則自宅待機とし、その場合特別休暇として取り扱います。
- (2) 公共交通機関を利用することによる感染を防止するため、時差出勤及び在宅勤務を積極的に推奨するとともに、自家用車による通勤を認めます。
- (3) 各種会議の開催については、必要性や出席者の見直しを行い、不要不急であるものについては中止するとともに、可能な範囲でメールや電話、TV会議などの活用を検討します。
- (4) 人込みは避け、不要不急の外出は控え手洗いの励行や咳エチケットの徹底等の感染拡大防止策を講じてください。

10. その他

- ・風邪やインフルエンザが多い時期でもあることから、咳エチケットや手洗い等、通常の感染症対

策を行うようところがけてください。

- ・中国の方などに対する誹謗中傷や根拠のないデマが SNS 等で広がっていると報道されています。本学には中国や韓国からの留学生も多く、学生・教職員の皆さまには、感染者や外国人、医療関係者等への人権侵害につながることをないよう、正しい情報に基づいた冷静な対応をお願いいたします。また、学内で仮にそのような事象等が見受けられた場合には、所属する学部・研究科にご連絡いただきますようお願いいたします。

●問い合わせ先

- ・学生の方… 所属する学部・研究科 <https://www.osaka-cu.ac.jp/ja/contact>
(留学生の方) 国際センター TEL : 06-6605-3454
- ・教職員の方 … 所属する学部・研究科・課等
- ・新型コロナウイルス感染症についての健康相談窓口
… 大阪府相談窓口 TEL : 06-6944-8197 【専用回線】
FAX : 06-6944-7579

●参考情報

- ・外務省海外安全ホームページ
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・首相官邸ホームページ
<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>
- ・厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ・文部科学省ホームページ
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
- ・在中国日本大使館ホームページ
https://www.cn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
- ・国立感染症研究所ホームページ
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-corona/9305-corona.html>
- ・大阪府庁ホームページ
<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryos/osakakansensho/corona.html>